

◎新潟県告示第900号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年7月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 燕分水線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
燕市新堀字橋場351番1から 同市新堀字荒川145番2まで	新	(A) 4.4～55.7メートル	2,560.3メートル
燕市泉新字居掛654番1から 同市新堀字荒川145番2まで		(B) 11.3～44.0メートル	654.2メートル
燕市新堀字橋場351番1から 同市新堀字荒川145番2まで	旧	4.4～55.7メートル	2,560.3メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の部分をいう。

- 2 路線の重用

一部区間県道地藏堂中島線と重用